

川崎市青少年の家運営協議会委員の委嘱・任命について

選出区分	委 嘱 者・任 命 者		前 委 員 名	
	委嘱・任命 期間	現 職	委嘱・任命期間	現 職
1号 (市内小学校 及び中学校の 教職員)	サ ト ウ マ サ ル 佐 藤 勝	川崎市立西梶ヶ谷小学校長	サ ト ウ マ サ ル 佐 藤 勝	川崎市立西梶ヶ谷小学校長
	サ ト ウ ツ ヨ シ 佐 藤 剛	川崎市立宮崎中学校長	サ ト ウ ツ ヨ シ 佐 藤 剛	川崎市立宮崎中学校長
2号 (市内の社会 教育関係団 体)	ヨ シ イ イ サ ム 吉 井 勇	川崎市青少年育成連盟副理事長 川崎市子ども会連盟連盟長	ヨ シ イ イ サ ム 吉 井 勇	川崎市青少年育成連盟副理事長 川崎市子ども会連盟連盟長
	カ ワ ウ ラ キ ョ ウ コ 川 浦 恭 子	川崎市青少年育成連盟理事 ガールスカウト川崎市連絡会副会長	カ ワ ウ ラ キ ョ ウ コ 川 浦 恭 子	川崎市青少年育成連盟理事 ガールスカウト川崎市連絡会副会長
	オ カ ノ エ ミ コ 岡 野 恵 美 子	川崎市レクリエーション連盟副会長	ロ ウ ヤ マ ユ ウ ジ 蠟 山 優 二	川崎市レクリエーション連盟理事長
3号 (市内在住の 社会教育の経 験を有する市 民)	マ チ ダ ヒ ロ ア キ 町 田 裕 昭	市民委員	カ ネ コ コ ウ ソ ウ 金 子 孝 三	市民委員
	ワ タ ナ ベ イ サ オ 渡 辺 功	市民委員	ワ タ ナ ベ イ サ オ 渡 辺 功	市民委員
4号 (学識経験者)	イ ワ モ ト ヨ ウ ジ 岩 本 陽 児	和光大学現代人間学部心理教育学科准教授 大学院社会文化総合研究科(発達・教育臨床論コース)	イ ワ モ ト ヨ ウ ジ 岩 本 陽 児	和光大学現代人間学部心理教育学科准教授 大学院社会文化総合研究科(発達・教育臨床論コース)
	バン シ ョ ウ カ ズ マ サ 番 匠 一 雅	田園調布大学子ども未来学部 子ども未来学科准教授	バン シ ョ ウ カ ズ マ サ 番 匠 一 雅	田園調布大学子ども未来学部 子ども未来学科准教授
	エ ン ド ウ ヒ サ エ 遠 藤 久 恵	川崎市立高津高等学校長	エ ン ド ウ ヒ サ エ 遠 藤 久 恵	川崎市立高津高等学校長

関連法規

○教育委員会事務の委任等に関する規則（抜粋）

（区長等に補助執行させる事務）

第3条

9 委員会の事務のうち、次に掲げる事務は、市民・こども局こども本部長に補助執行させる。

- （1） 青少年教育施設に係る教育委員会規則の制定及び改廃に関すること。
- （2） 青少年教育施設に係る設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
- （3） 青少年教育施設に係る教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
- （4） 青少年教育施設に係る告示及び公告に関すること。
- （5） 青少年教育施設に係る指定管理者に関すること。
- （6） 青少年教育施設に係る附属機関に関すること。

○川崎市青少年の家条例（抜粋）

（運営協議会）

第20条 青少年の家の円滑な運営を図るため、川崎市青少年の家運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員会の諮問に応じ、青少年の家における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。
- 3 協議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

○川崎市青少年の家運営協議会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、川崎市青少年の家条例（昭和63年川崎市条例第22号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づく川崎市青少年の家運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

第2条 条例第20条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市内の小学校及び中学校の教育職員
- (2) 市内の社会教育関係団体から推薦された者
- (3) 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者